

## 鳥インフルエンザ防疫業務（殺処分）にかかる見直しについて

### 1 県の防疫義務

- (1) 家畜伝染病予防法で県は、国からの法定受託事務として、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとされている。(同法第3条、第62条の5)
- (2) 国指針（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針）の基本方針において、発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要であり、都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行するとされている。
- (3) 発生時には、知事を本部長、各部局長を本部員とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を、県民センター所長を本部長とする現地対策本部を設置し、全庁的に防疫措置を行うとしている。(三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱)

### 2 防疫体制に関する昨年度の主な課題

- (1) 限りある獣医師等、対策本部要員数の中で、連続あるいは複数箇所が発生した場合、24時間体制では、長期的な危機管理面の対応が不可能となること。
- (2) 深夜の業務は、狭い鶏舎の中あるいは夜間の暗闇の中での作業となり、フォークリフトも稼働していることから、動員者が作業する上で非常に危険があり、労働安全管理上も問題であったこと。
- (3) 24時間体制で業務を継続しても、夜間は、著しく効率が落ち、待機時間が増えるなど職員の作業が非効率になったこと。
- (4) 事前に動員体制を確立していなかったことから、発生からの動員者の選定に時間的余裕がなく、選定過程で混乱があったこと。
- (5) 事前に作業従事適否の判断をしなかったため、現地の健康診断で作業不適者が出て、作業の班構成に支障があったこと。

### 3 主な改善内容

項目	改善内容	前回の対応
動員体制	<p>○12時間勤務を原則（1交替）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険を伴い作業効率も落ちる深夜作業は行わないこととし、昼間に動員を集中するとともに現地対策本部の体制を見直すことなどで、作業効率を維持する。</li> <li>・また、殺処分作業は原則、2時間作業・1時間休息のサイクルで労務管理する。</li> </ul> <p>（課題(1)(2)(3)）</p>	24時間3交替
動員者の選定	<p>○動員者名簿の作成</p> <p>事前に、防疫業務従事可能者の名簿（当面对応の900人分）を「災害・防疫作業に係る職員派遣時の選定基準」（別紙1）により作成し、即応できる体制を整備する。（課題(4)）</p>	その都度、各部局・各事務所に依頼
動員者の健康管理	<p>○作業前の健康確認について（総務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長は、事前に「災害・防疫作業に係る職員派遣時の選定基準」（別紙1）により選出した職員について、動員前日に「健康調査確認表」（別紙2）に基づき、健康状態を確認する。また、当日は出発直前に各動員班長が再確認を行う。</li> </ul> <p>（課題(5)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり事前の健康確認を行うことから作業前の健康診断は実施しない。</li> </ul> <p>○作業後の健康調査・観察について（健康福祉部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業後は、発熱やインフルエンザ様症状等の申し出のあった者に対し健康調査を実施する。</li> <li>・また、動員者全員については、作業終了後翌日から10日間の健康観察を行い、感染の有無の確認を行なう。</li> </ul> <p>○その他</p> <p>体力、メンタル面から原則、同一人が2日連続殺処分についての勤務は行わないものとする。</p>	従事不可事項の周知や既往症や体調についての問診を作業当日現地で実施 （結果、現地で不適者が出た）

（参考）宮崎県の事例：

昨年度、13農場（102万羽）で連続発生があった宮崎県においては、危険性や能率の観点から、途中から日勤体制に改め作業を実施した。

### 4 その他

防疫作業の細部については、各地区・各部労使協働委員会からの意見も参考に随時改善していく。

**災害・防疫業務に係る職員派遣時の選定基準****I. 基本的な除外対象者**

1. 健康指示区分が A1、A2、A3、B1、B2、B3、C1、C2、C3 であった者
2. 3ヶ月を超える病気休暇や休職から復職後3ヶ月以内の者
3. 医師から重度の肉体労働の制限を受けている者

**II. 時間的束縛を要する観点からの除外対象者**

1. インスリン使用中の糖尿病患者
2. 低血糖発作の既往を有する糖尿病患者
3. 消化器疾患で医師から規則的な食事摂取の指示を受けている者

**III. 発作時に対応できない危険性からの除外対象者**

1. 心筋梗塞の既往のある者ないし狭心症を治療中の者
2. てんかんを治療中の者
3. 気管支喘息を治療中の者
4. 重症高血圧の者（WHOの定義では収縮期 180mmHg 以上または拡張期 110mmHg 以上、おおむね3年以内に検診にて該当したことがある者）

**IV. 他に除外が適当と考えられる対象者**

1. 妊娠している者
2. メンタル疾患を治療中の者
3. 身体障害者手帳所持者（1級から3級に該当する者。）
4. 免疫抑制剤ないし抗癌剤使用中の者

※高病原性鳥インフルエンザ防疫業務（殺処分）の場合には、さらに以下を除外対象とする。

1. 呼吸器疾患で投薬加療中である者（例：慢性気管支炎、肺気腫等）
2. 過去に抗インフルエンザ薬を服用して副作用が出た者
3. 自宅で家禽類（鶏等）を飼育しているか、接触の可能性のある者

## 健康調査確認票（高病原性鳥インフルエンザ）

職員番号	m		所属	
ふりがな		男・女		(グループ・課)
氏名			所属の電話 ( )	—

平成 年 月 日

※動員前日に記入し、所属長に確認を受けてください。

※この確認票に基づき、動員の可否を所属長が判断しますので事実を記載してください。

質問事項(当てはまる項目を○で囲んでください。)			
1	1週間以内にインフルエンザと診断されましたか。	はい	いいえ
2	家族が10日以内にインフルエンザと診断されましたか。	はい	いいえ
3	体温が37.0度以上ですか。(体温: 度 分)	はい	いいえ
4	普段と比べて、心身の不調はありますか。	はい	いいえ
5	職員派遣選定時の基準を再度確認してください。現在、除外対象に該当する人は「はい」に○をしてください。	はい	いいえ

(注意)所属長は、「はい」の項目がひとつでもある場合は、動員させないでください。

確認者	職名	氏名
-----	----	----

平成 年 月 日

※動員当日に記入し、バス責任者に確認を受けてください。

質問事項(当てはまる項目を○で囲んでください。)			
1	体温が37.0度以上ですか。(体温: 度 分) ※事前に自宅で体温を計っておいてください。	はい	いいえ
2	普段と比べて、心身の不調はありますか。	はい	いいえ

(注意)バス責任者は、「はい」の項目がひとつでもある場合は、バスに乗車させないでください。

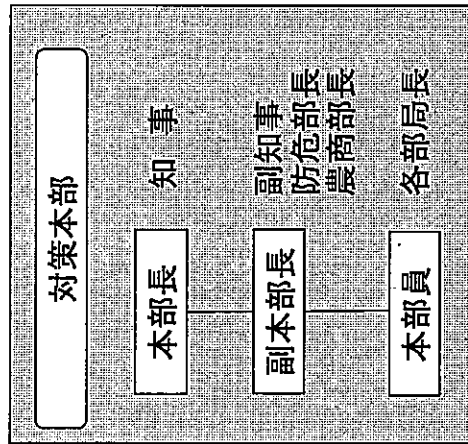
確認者	所属	職名	氏名
-----	----	----	----

# 三重県における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応状況

## ○ 三重県で発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

三重県においては、平成23年2月16日に紀宝町、2月26日に南伊勢町と、相次いで高病原性鳥インフルエンザへの感染が判明したため、直ちに「高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長:知事)」を設置し、発生農場において全てのニワトリを殺処分した。

南伊勢町では飼養羽数が多かったため、知事が2月26日、自衛隊に派遣要請を行い、翌日から5日間防疫作業の協力を受けた。



### 発生状況

紀宝町 ブロイラー 65,000羽  
南伊勢町 採卵鶏 236,000羽

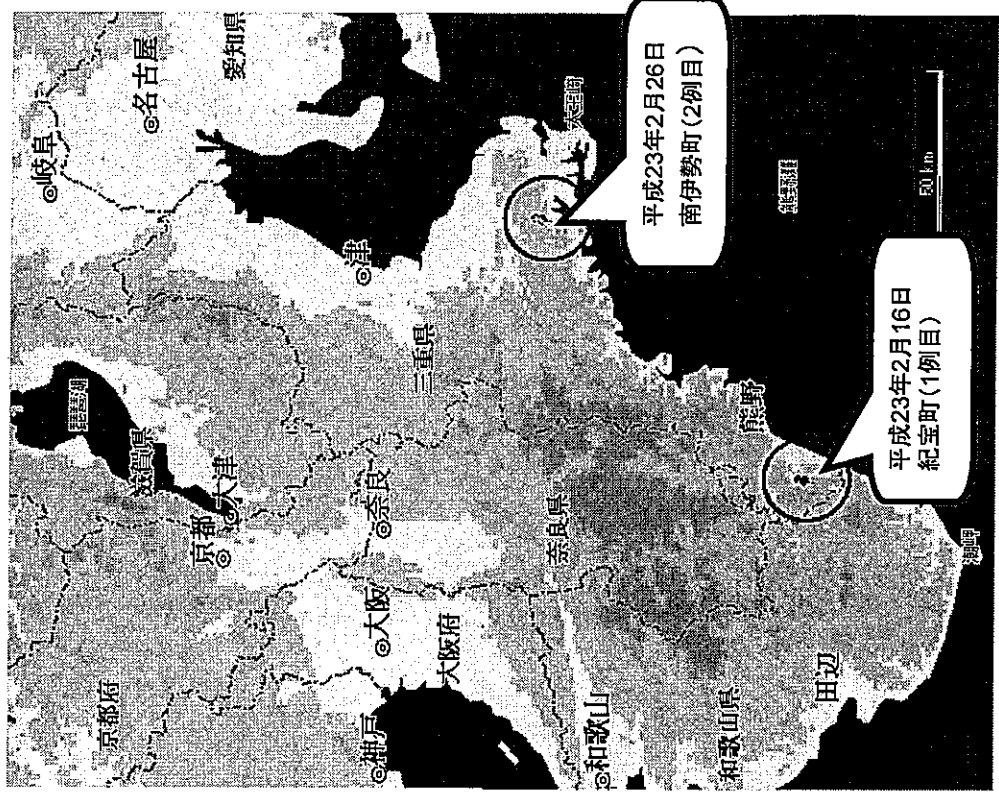
### 防疫作業日数及び従事人員数

紀宝町 7日 延べ 915人  
南伊勢町 9日 延べ 2,326人  
(うち自衛隊 延べ 720人)

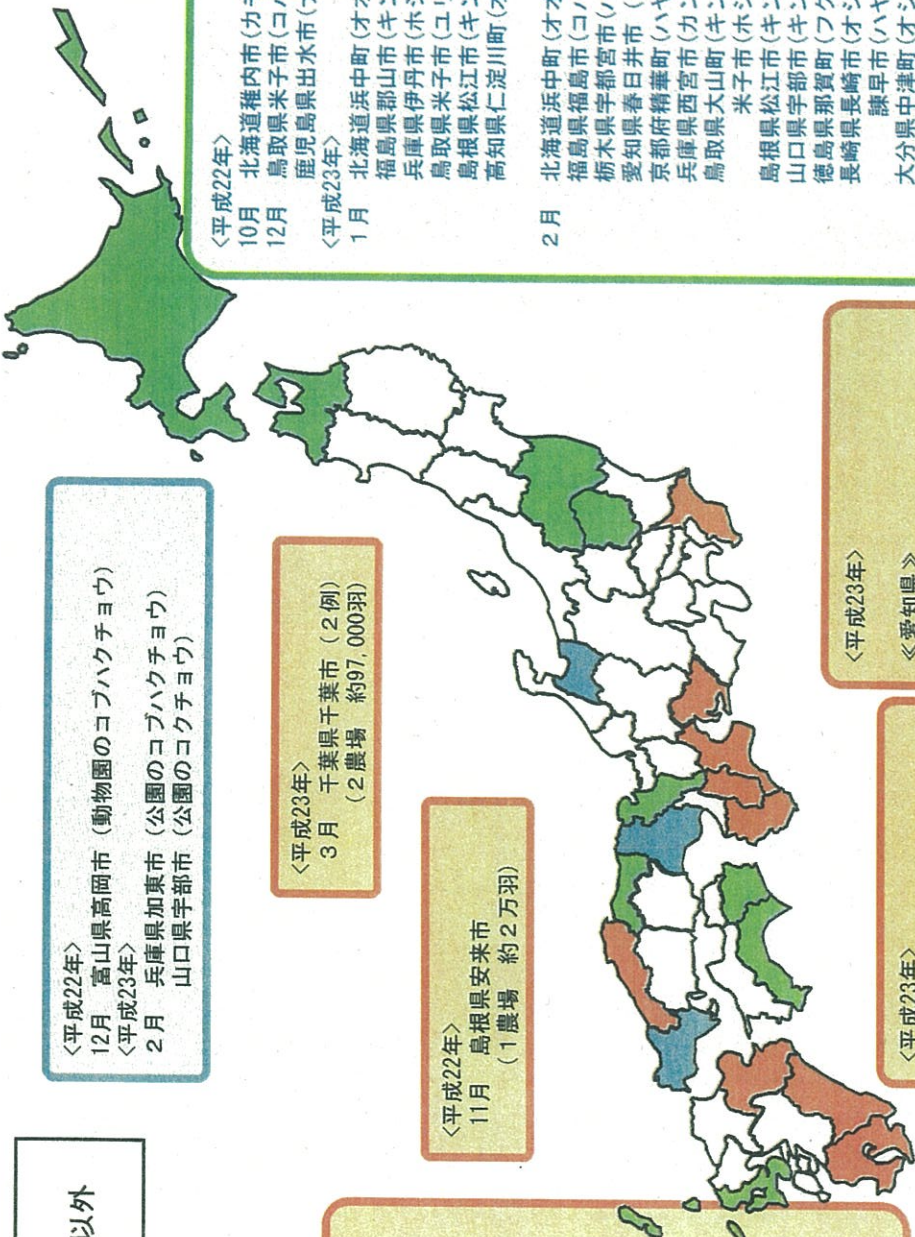
### 【課題】

- 防疫作業を行う人員の確保が難しかった。
- 埋却地の選定が難しかった。

発生農場の位置図



# 平成22年度における高病原性鳥インフルエンザの確認状況



: 家さん  
 : 家さん以外  
 : 野鳥

<平成22年>  
 12月 富山県高岡市 (動物園のコブハクチョウ)  
 <平成23年>  
 2月 兵庫県加東市 (公園のコブハクチョウ)  
 山口県宇部市 (公園のコクチョウ)

<平成23年>  
 3月 千葉県千葉市 (2例)  
 (2農場 約97,000羽)

<平成22年>  
 11月 島根県安来市  
 (1農場 約2万羽)

<平成23年>  
 <<愛知県>>  
 1月 豊橋市  
 2月 新城市 (2農場 約17万羽)  
 <<三重県>>  
 2月 紀宝町  
 南伊勢町 (2農場 約31万羽)

<平成23年>  
 <<奈良県>>  
 2月 奈良県五條市  
 (1農場 約10万羽)  
 <<和歌山県>>  
 2月 紀の川市  
 (1農場 約12万羽)

<平成23年>  
 <<大分県>>  
 2月 大分市 (1農場 約1万羽)  
 <<宮崎県>>  
 1月 宮崎市(佐土原町)、  
 新富町、都農町、川南町、  
 延岡市(北川町)、  
 高鍋町、宮崎市(高岡町)  
 2月 高千穂町、都農町、  
 門川町、宮崎市(高岡町)、  
 延岡市(北浦町)  
 3月 門川町 (13農場 約102万羽)  
 <<鹿児島県>>  
 1月 出水市 (1農場 約8,600羽)

**家さんでの発生事例  
 全9県 24農場 約183万羽**

## 野鳥での確認事例 全16県

- <平成22年>  
 10月 北海道稚内市(カモの糞)  
 12月 鳥取県米子市(コハクチョウ)  
 鹿児島県出水市(ナベヅル)  
 <平成23年>  
 1月 北海道浜中町(オオハクチョウ等)  
 福島県郡山市(キンクロハジロ)  
 兵庫県伊丹市(ホシハジロ・カイツブリ)  
 鳥取県米子市(ユリカモメ・キンクロハジロ)  
 鳥根県松江市(キンクロハジロ)  
 高知県仁淀川町(オシドリ)
- 2月 北海道浜中町(オオハクチョウ)  
 福島県福島市(コハクチョウ)  
 栃木県宇都宮市(ハヤブサ)  
 愛知県春日井市(ハヤブサ)  
 京都府精華町(ハヤブサ)  
 兵庫県西宮市(カヌムリカイツブリ)  
 鳥取県大山町(キンクロハジロ)  
 米子市(ホシハジロ、ハヤブサ)  
 鳥根県松江市(キンクロハジロ・ホシハジロ)  
 山口県宇部市(キンクロハジロ)  
 徳島県那賀町(フクロウ)  
 長崎県長崎市(オシドリ)  
 練早市(ハヤブサ)  
 大分県中津町(オシドリ)  
 大分市(オシドリ、アオサギ)  
 宮崎県諸塚村(カイツブリ)  
 日南市(オシドリ)  
 延岡市(ハヤブサ)  
 宮崎市(ハヤブサ、オシドリ)  
 鹿児島県出水市(ナベヅル)
- 3月 青森県三沢市(ハヤブサ)  
 栃木県塩谷町(オオタカ)  
 鳥根県松江市(キンクロハジロ)